

2020-12 税務・労務・法務情報

営業登録の年度更新について

コロナ騒動であつという間の1年となりました。1月に入りますと、各市町村への営業登録年度更新業務が始まります。以前にも一度取り上げておりますが、新規則の公布もありましたので、手続きについて解説します。

(一般法人の営業登録について)

(開業届けの手順変更)

新規事業を立ち上げる際の開業届出については、以前はSEC登記完了⇒住所地市町村への営業届⇒BIRへの登録申請という手順で、BIRへの登録申請には、市町村営業登録が要件となっていました。しかし、今年の新規則(RMC2020-57)により、この要件が外れました。**SEC登録証が交付された後、即BIR開業届の提出が可能となります。**新規事業立ち上げ期間が少しでも短縮された訳です。

(営業登録の年度更新について)

1. BIRへの年度更新

開業届後は、毎年末及び年始に年度登録更新業務があります。

- ・ BIR様式0605の提出(年度登録料P500納付)・・・毎年1月31日までに
- ・ 登録帳簿の更新・・・毎年12月31日までに。更新に必要な、以下の書面(新たなチェックリスト公表)を提出します。
- ・ BIR様式1905(Application for Registration Information update) 2部
- ・ Board Resolution又はCorporate Secretary Certificate(代理人への権限委任状)
- ・ 代理人の政府ID
- ・ 登録帳簿一式

2. 市町村への年度更新

毎年1月20日までに行います。マカティ市のガイドラインによると年度更新には以下の書面の提出が必要となっています。

- ・ 前年度の営業許可証(前年度納税領収証添付・事業場の面積・前暦年度の総売上高申告書)
- ・ 前年度BIR提出(受領印付)の確定申告書・決算書
- ・ SSSクリアランス
- ・ バランガイクリアランス
- ・ 賠償責任保険加入証
- ・ ビジネス税の納付

年度登録更新に合わせてビジネス税を納付します。1991年地方自治法に定めがあり、業種毎に細かく最高税率を規定しています。この最高税率以内の範囲で各地方自治体が条例により税率を定め課税しています。「売上高」に対して税率が適用され課税されるもので、税額の計算上控除できる費目はありません。また、ビジネス税の場合の「売上高」は、会計基準上の「売上高」とは異なり、未収収益を含まず、前受収益を含むこととなっていますので、「現金ベース」と考えれば良いようです。法人税の場合は、法人の会計年度により決算・確定申告納付を行います。ビジネス税は全て暦年課税となっています。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)